

# 福井医療大学入学広報会議規程

## (目的)

第1条 福井医療大学（以下「本学」という。）の理念、ポリシーに基づき、効果的に入学広報活動を行うために、恒常的に検討を行い、充実を図ることを目的として、入学試験会議の基に、入学広報会議（以下「会議」という。）を置く。

## (組織)

第2条 会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 事務責任者
  - (2) リハビリテーション学科 教員 3名
  - (3) 看護学科 教員 1名
  - (4) 入学広報担当職員
- 2 その他、必要に応じて委員を追加することができる。

## (任期)

第3条 前条第1号及び第4号の委員の任期は、その職に従事している期間とする。

- 2 前条第2号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 議長は事務責任者が担当し、議事を進行する。

## (会議)

第4条 会議は、原則として、月1回開催する。なお、必要に応じ臨時開催をすることができる。

- 2 会議の開催は、委員の3分の2以上の出席を以て成立するものとする。

## (協議事項)

第5条 会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 本学が主催する各種イベント実施に関する事項
- (2) 進路相談会、模擬授業等に関する参加、派遣等に関する事項
- (3) 本学が製作する広報刊行物に関する事項
- (4) ホームページの運営、更新等に関する事項
- (5) その他、学生募集活動に関する事項

## (庶務)

第6条 会議の庶務は、入学広報係が担当する。

(報告)

第7条 委員会の活動については、入学試験会議及び運営会議に議事録を添えて報告する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、運営会議の承認を得なければならない。

附 則

附則1 この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。